

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 救護施設（第10条－第19条）

第3章 更生施設（第20条－第25条）

第4章 医療保護施設（第26条）

第5章 授産施設（第27条－第32条）

第6章 宿所提供施設（第33条－第38条）

第7章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者又は入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者又は入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者又は入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の要件)

第5条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 生活指導員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者又は入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(苦情解決)

第7条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者又は入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てておかななければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者又は入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第10条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、当該救護施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第11条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201

号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、救護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

5 第3項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地階に設けてはならないこと。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

- (3) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (4) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (5) 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

6 前各項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、規則で定める。

(サテライト型施設の設備の基準)

第12条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(救護施設に置くべき職員)

第13条 救護施設には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

(居室の入所人員)

第14条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第15条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第16条 入所者については、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第17条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第18条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、規則で定めるところにより、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

5 救護施設は、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭又はこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）を当該救護施設のその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭（当該救護施設が当該入所者のために使用した金銭を除く。）を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第20条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、当該更生施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第21条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準については、第11条第1項、第2項、第5項第1号から第4号まで及び第6項の規定を準用する。

(更生施設に置くべき職員)

第22条 更生施設には、省令に規定するところより、職員を置かなければならない。

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第25条 第14条から第17条まで及び第19条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 医療保護施設

(基準)

第26条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

第5章 授産施設

(規模)

第27条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設(生活保護法第38条第1項第4号に規定する授産施設に限る。)は、当該授産施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第28条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 作業室

- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(授産施設に置くべき職員)

第29条 授産施設には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

(工賃の支払)

第30条 授産施設の利用者には、省令に規定する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第31条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第32条 第17条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第6章 宿所提供施設

(規模)

第33条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第34条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事のための設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事のための設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第11条第5項第1号から第4号まで及び第6項の規定を準用する。

(宿所提供施設に置くべき職員)

第35条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第36条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第37条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第38条 第17条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第7章 補則

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。